

航空自衛隊防府北基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	英語教育（航空学生課程） の部外委託（L-2）	防府北LPS-LC-021	
		承認	令和6年2月7日
		作成	令和6年2月7日
		改正	令和 年 月 日 令和 年 月 日
		作成部隊 等名	第12飛行教育団 航空学生教育群

分類番号：E-10-124

保存期間：5年

保存期間満了時期：2029. 3. 31

作成年度：2023年度

枚 数：9枚

開示判断：開示

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊第12飛行教育団航空学生教育群教育隊が実施する第79期航空学生課程学生（以下、「課程学生」という。）の教育課目のうち、英語（英語Ⅲ及び英語Ⅳ）及び特別履修課目（英語B及び英語C）の部外委託教育について適用する。

1.2 用語の定義

本仕様書で用いる主な用語の定義は次による。

- (1) 教育等 本契約に基づき実施する、課程学生への教育並びに教育実施に付随する業務及び教育準備業務をいう。細部は別紙第1のとおり。
- (2) 委託教官 本契約に基づき、契約相手方が指定した者のうち、指定された期間、場所において、課程学生に対して教育を実施する者をいう。

2 役務に関する要求

2.1 教育等実施場所

山口県防府市田島無番地 航空学生教育群庁舎及び航学2号館とする。

2.2 教育内容等

別紙第2及び別紙第3のとおり。ただし、契約相手方は、官側によるカリキュラムの変更等により、教育内容、委託予定時限数、講師数等に変更が生じた場合は、これに応じるものとする。また、教育目標（TOEIC470点）既達成の課程学生に対しては、その英語能力を更に向上させるために、官側と調整のうえ、適切な内容を選定して教育を実施するものとする。

2.3 書類提出

契約相手方は、別紙第4に示す書類を、それぞれの提出期限までに提出するものとする。

2.4 委託教官の資格

委託教官は次の要件を満足する者とし、検査官による確認を受けるものとする。

- (1) 短期大学卒以上の学歴を有している。
- (2) 2年以内にTOEIC730点以上のスコアを保有している。
- (3) (1)、(2)と同等の能力及び資格を有すると認められる。

2.5 委託教官の交代等

- (1) 委託教官の交代 検査官が当該教育の円滑な実施に支障があると認めた場合、官と契約相手方が協議のうえ、委託教官を交代させることができる。
- (2) 委託教官の代理 委託教官が急病等により、やむを得ず教育等が実施できない場合、契約相手方は速やかに代理の委託教官により業務を履行するものとする。
- (3) 資格確認 交代並びに代理の委託教官については、別紙第4に示す「委託教官の経歴等履歴簿」を交代又は代理の前までに、検査官に提示して確認を受けるものとする。

2.6 教育日程等

- (1) 教育予定 教育予定は別紙第5を基準とする。

- (2) 教育日程の調整役の指名 契約相手方は、教育日程に係る業務調整を行うための業務調整役を指名し、官に通知するものとする。
- (3) 教育日程の調整 契約相手方は、教育実施日の調整にあたって、官の要望を可能な限り尊重するものとする。
- (4) 委託教官の勤務 契約相手方は、教育実施日の前週水曜日までに官側が作成する週間教育実施予定表に基づき、教育実施日に所要数の委託教官を勤務させ、同時に教育を実施させるものとする。

2.7 実施上の着意事項

契約相手方は、教育を委託された課程学生について英語教育を履行する責を負うとともに、教育実施に際して官側に対応を求める必要が生じた場合は速やかに官側と協議するものとし、契約期間を通じて課程学生の英語能力の向上に努めるものとする。

3 教科書及び教材等

- 3.1 教程教範 契約相手方は、官の指定する教科書を使用して教育を実施するものとする。
- 3.2 官指定以外の教程教範等 契約相手方は、教育に必要な資料及びその他の教材等を準備するものとし、それらの使用に際しては、官側の確認及び指示を受けるものとする。

4 検査実施要領

契約相手方は、仕様書等に基づき、検査官による本契約に関わる役務の完了に関する検査を受けるものとする。

5 入門要領及び私有車両運行要領

契約相手方の防府北基地における入門要領及び私有車両運行要領は、部外者等入門取扱規則（平成18年防府北基地達第3号18.4.21）及び防府北基地私有車両等運行規則（令和3年防府北基地達第6号（令和3年12月23日））に基づく官側の指示に従うものとする。

6 情報漏洩の防止

契約相手方は、本契約の履行に際し知得した情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。委託教育終了後又は契約解除後も同様とする。

7 再委託

契約相手方は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により検査官の承認を受けなければならない。

なお、委託業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。

8 個人情報の取り扱い

- 8.1 契約相手方は、個人情報の保護に関する法律等の規定に従うとともに、個人情報漏洩等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 8.2 契約相手方は、委託教育に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

9 情報保証

契約相手方は、情報保証に関する官側の規定に従い実施するものとし、情報保証確保のために必要な措置を講じなければならない。

10 官の便宜供与

契約相手方は、教育等の実施に際して、官側と調整して、可能な範囲で次の事項についての便宜供与を無償で受けることができる。

- 10.1 教育に必要な教材の使用（教育用のパソコンの使用を含む）及び関連消耗品等の供与
- 10.2 教育に必要な関連規則等の閲覧
- 10.3 契約相手方が行う委託教官等の練成（聴講等）についての協力
- 10.4 官側が指定する事務室の利用及び契約相手方が用意した、教育に必要な教材等の保管
- 10.5 その他、官側が必要と認めた事項

11 その他

本仕様書に明記されていない事項が発生した場合、又は疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示に従うものとする。

本契約に基づき実施する業務内容（基準）

課目	業務区分	細部実施内容
英語（英語Ⅲ 及び英語Ⅳ） 特別履修課目 （英語B及び 英語C）	教育	課程学生に対する教育
	教育実施に付随する 業務	1 課程学生の受講態度等の観察及び人物 評価作成に当たっての意見提示 2 教育実施の調整 3 その他、教育実施に関する業務
	教育準備業務	1 必要な資料及び教材の準備 2 授業の事前予行等

教育内容等（英語）

教育目標	航空自衛隊の航空機搭乗員として必要な基礎英語能力を養う。 (教育目標をTOEIC470点(空英検4級)とする。)		
実施上の留意事項	1 各段階に応じた事項を確認し、演練させる。 2 空自英検対策等を通じ、英語能力を向上させる。		
使用機材 教程教範 等	パソコン プロジェクター 参考図書 公式TOEIC Listening & Reading 問題集4、 公式TOEIC Listening & Reading 問題集5、 TOEIC L&R TEST 出る単特急 金のフレーズ		
方式	時間	教育内容	到達基準
L P	82h	英語Ⅲ 1 空自英検対策等 (1) リスニング・セクション (2) リーディング・セクション (3) その他	1 空自英検の出題傾向を理解させる。 2 空自英検の解答方法に慣熟させる。 3 空自英検対策等により、実用的な英語能力を向上させる。
L P	82h	英語Ⅳ 1 空自英検対策等 (1) リスニング・セクション (2) リーディング・セクション (3) その他	1 空自英検の出題傾向を理解させる。 2 空自英検の解答方法に慣熟させる。 3 空自英検対策等により、実用的な英語能力を向上させる。

- 注：1 英語Ⅲの委託予定時限数は、82時限×5クラス＝410時限とする。
2 英語Ⅳの委託予定時限数は、82時限×5クラス＝410時限とする。
3 1時限は50分間とする。
4 方式に示すLは講義（説明・解説等を主とする教育方式（質疑応答の実施を含む。））、Pは実習（問題演習を主とする教育方式）を示す。
5 本教育内容等は、課程教育実施基準について（通達）（教育集団教2第32号29.2.23）、航空学生課程教育細部実施基準（通達）（12教団教111号（令和3年3月12日））、航空学生課程基本教案（通達）（12教団航群第70号（令和3年3月31日））及び航空学生課程教育に関する準則（第12飛行教育団航空学生教育群準則第3号令和5年7月31日）に基づくものである。

教育内容等（特別履修課目）

教育目標	学生素養に応じた課目を履修させ、個々の能力に応じた伸展を図る。		
実施上の留意事項			
使用機材 教程教範 等			
方式	時間	教育内容	到達基準
L P	20h	英語B	空英検対策を実施する。
	60h	英語C	空英検対策を実施する。

- 注：1 英語Bの委託予定時限数は、20時限×5クラス＝100時限とする。
 2 英語Cの委託予定時限数は、60時限×5クラス＝300時限とする。
 3 1時限は50分間とする。
 4 方式に示すLは講義（説明・解説等を主とする教育方式（質疑応答の実施を含む。））、Pは実習（問題演習を主とする教育方式）を示す。
 5 本教育内容等は、課程教育実施基準について（通達）（教育集団教2第32号29.2.23）、航空学生課程教育細部実施基準（通達）（12教団教111号（令和3年3月12日））、航空学生課程基本教案（通達）（12教団航群第70号（令和3年3月31日））及び航空学生課程教育に関する準則（第12飛行教育団航空学生教育群準則第3号令和5年7月31日）に基づくものである。

提出書類一覧表

名称等	含める内容	書式	提出時期	備考
委託教官の経歴等 履歴簿	1 氏名 2 年齢 3 現住所 4 勤務歴 5 学歴	任意	契約後速やかに	提示だけ。書類は契約 相手方が保管する。
教育実施報告書		別示	契約期間終了ま で	
課程学生の人物評 価資料		別示	教育終了後速や かに	
その他官側が必要 と認めた資料		別示	別示	

教育実施予定
(模範的例であり、変動の可能性がある。)

		年	6										7		
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
課目	英語	英語Ⅲ	←————→												
		英語Ⅳ									←————→				
	特別履修	英語B				←——→									
		英語C						←————→							